第48回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時 平成28年６月21日（火曜日）
午前10時（受付開始午前９時）

開催場所 東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京　３階　「牡丹」

目　次

第48回定時株主総会招集ご通知 ……1
株主総会参考書類 ……3
- **第１号議案** 剰余金の配当の件
- **第２号議案** 定款一部変更の件
- **第３号議案** 監査等委員でない取締役７名選任の件
- **第４号議案** 監査等委員である取締役３名選任の件
- **第５号議案** 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
- **第６号議案** 監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件
- **第７号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

事業報告 ……21
連結計算書類 ……35
計算書類 ……48
監査報告書 ……57
株式についてのご案内 ……60

第48回定時株主総会会場ご案内図

丸紅建材リース株式会社

証券コード：9763

(証券コード9763)
平成28年５月31日

株　主　各　位

東京都港区芝公園２丁目４番１号
丸紅建材リース株式会社
代表取締役社長　清　水　教　博

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月20日午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月21日（火曜日）午前10時（受付開始午前９時）

2. 場　　所　東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京　３階「牡丹」

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第48期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第48期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http：//www.mcml-maruken.com/）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案したうえで次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金　銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金６円　　総額200,028,756円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月22日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号)」により、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。つきましては、経営監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの更なる充実と、経営の意思決定の迅速性向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するために、所要の変更を行うものであります。

主な変更点は次のとおりであります。

① 監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設。

② 監査役会および監査役に関する規定の削除。

③ 取締役会の決議により、業務執行決定権限の相当部分を取締役に委任することが可能となる規定の新設。

④ 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の有効期間と、補欠として就任した場合の任期を定める規定の新設。

⑤ 定款より削除される監査役の責任免除について、経過的な措置を附則として新設。

(2) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、定款第３条の事業目的を一部削除・変更等するものであります。

(3) 柔軟で機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第１項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により実施できるよう、規定を新設するものであります。

(4) その他、条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うとともに、一部文言の修正を行うなど、所要の変更を行うものであります。

(5) 本議案は、本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第２条（条文省略）	第１条～第２条（現行どおり）
第３条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第３条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 国内および海外における鋼材の賃貸借ならびに販売および製作・加工・修理	1.～7.（現行どおり）
2. 土木建築工事の設計施工および請負	
3. 鉄鋼製品および機械器具の製造ならびに販売	
4. 動産・不動産のリースおよび売買ならびに仲介	
5. 運送業	
6. 倉庫業	
7. 損害保険代理業	
8. 電信・電話による通信事業およびそれ等事業に必要な情報・資料の提供ならびに処理のサービス業	8. 一般商品の販売およびリース業
9. コンピュータのハードウエアおよびソフトウエアに関する販売ならびにリース業	9.　（現行どおり）
10. プール・テニス場等のスポーツ施設および食堂・喫茶店の経営	【　削　除　】
11. 光を利用した防汚・脱臭・抗菌用塗料の販売	【　削　除　】
12. 生ゴミ・産業廃棄物処理装置の販売	【　削　除　】

現　行　定　款	変　更　案
13. プラスチック・紙・建築用資材等の廃棄物の再生製品の販売	【　削　除　】
14. 防犯・防火・防災および安全に関する設備機械器具の販売	【　削　除　】
15. 医療用機械器具の販売ならびに賃貸	【　削　除　】
16. 空調機器・水素ガス発生装置およびボイラー等の販売	【　削　除　】
17. 電線およびケーブルの販売・賃貸ならびに配線工事の請負	【　削　除　】
18. 電気・ガス・水道料金の節減に関するコンサルタント業務	【　削　除　】
19. モデルハウスの販売およびその仲介	【　削　除　】
20. 家庭用電気機器の販売	【　削　除　】
21. 緑化用樹木の販売	【　削　除　】
22. 健康機器および健康食品の販売	【　削　除　】
23. 前各号に関する代理業および問屋業	10. 前各号に関する代理業および問屋業
24. 前各号に付帯または関連する一切の業務	11. 前各号に付帯または関連する一切の業務
【　新　設　】	12. 上記各号に掲げる以外の事業
第４条（条文省略）	第４条（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第５条～第11条（条文省略）	第５条～第11条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第16条（条文省略）	第12条～第16条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第17条（条文省略）	第17条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第18条（員数） 当会社の取締役は、３名以上10名以内とする。	第18条（員数） 当会社の監査等委員でない取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、５名以内とする。
第19条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第19条（選任方法） 取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
②～③（条文省略）	②～③（現行どおり）
【　新　設　】	④　監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
第20条（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条（任期） 監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
【　新　設　】	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
【　新　設　】	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第21条（役付取締役） 取締役会の決議をもって、取締役社長１名を選任する。その他必要に応じて、取締役会長１名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。	第21条（役付取締役） 取締役会の決議をもって、取締役社長１名を選定する。その他必要に応じて、取締役会長１名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。
第22条（代表取締役） 取締役社長は、会社を代表する。 ② 前項の他、取締役会の決議をもって、他の取締役のなかから代表取締役を定めることができる。	第22条(代表取締役) 取締役社長は、会社を代表する。 ② 前項の他、取締役会の決議をもって、他の取締役のなかから代表取締役を選定することができる。
第23条（条文省略）	第23条（現行どおり）
第24条（取締役会の招集者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	第24条（取締役会の招集者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 ② 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。 但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第25条（取締役会の決議方法等） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。 ② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。	第25条（取締役会の決議方法等） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを決する。 ② 当会社は、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
【　新　設　】	第26条（取締役への重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 （以下条数繰り下げ）
第26条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。 ② 前条第２項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。	第27条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。 ② 第25条第２項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

現 行 定 款	変 更 案
【 新 設 】	第28条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。 (以下条数繰り下げ)
第27条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。
第28条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
第５章 監査役および監査役会 第29条 (監査役および監査役会の設置) 当会社は、監査役および監査役会を置く。	第５章 監査等委員会 第31条 (監査等委員会の設置) 当会社は、監査等委員会を置く。
第30条 (員数) 当会社の監査役は、３名以上とする。	【 削 除 】
第31条 (選任方法) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	【 削 除 】

現 行 定 款	変 更 案
第32条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	【 削 除 】 （以下条数繰り上げ）
第33条（常勤監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	第32条（常勤の監査等委員） 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
第34条（監査役会の権限等） 監査役会は、法令の定める職務を行う。 但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。	【 削 除 】 （以下条数繰り上げ）
第35条（監査役会の招集者および議長） 監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。 但し、他の監査役も招集することができる。 ② 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。 但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第33条（監査等委員会の招集者および議長） 監査等委員会は、監査等委員会であらかじめ定めた監査等委員が招集し、議長となる。 但し、他の監査等委員も招集することができる。 ② 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。 但し、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。 ③ 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第36条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第34条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもってこれを決する。
第37条（監査役会の議事録） 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。	第35条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印、または電子署名を行う。
第38条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。	【　削　除　】
第39条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、同法第427条第１項の規定により、監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	【　削　除　】 （以下条数繰り上げ）

現 行 定 款	変 更 案
【 新 設 】	第36条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章 会計監査人	第６章 会計監査人
第40条～第42条（条文省略）	第37条～第39条（現行どおり）
第43条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第40条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章 計 算	第７章 計 算
第44条（条文省略）	第41条（現行どおり）
【 新 設 】	第42条（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
【 新 設 】	第43条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ③ 前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
第45条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	【 削 除 】
第46条 (中間配当) 当会社は取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	【 削 除 】 (以下条数繰り上げ)
第47条 (剰余金の配当等の除斥期間) 剰余金の配当および中間配当が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	第44条 (配当金の除斥期間) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
【 新 設 】	附則 第１条 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 第２条 前条および本条は、平成38年６月21日をもって削除する。

第３号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

現、取締役７名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認・可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員でない取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものとします。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	※内山元雄（うちやまもとお） (昭和29年５月19日生)	昭和52年４月　丸紅㈱入社 平成15年４月　同社エネルギー・化学プラント部長 平成19年４月　丸紅ベネズエラ会社社長兼ボゴタ支店長 平成22年４月　丸紅㈱執行役員、プラント・産業機械部門長 平成25年４月　同社常務執行役員、欧州・CIS支配人、丸紅欧州会社社長 平成26年４月　同社常務執行役員、南米支配人、丸紅ブラジル会社社長兼丸紅ウルグアイインターナショナル会社社長 平成27年４月　同社常務執行役員、南米統括、丸紅ブラジル会社社長兼丸紅ウルグアイインターナショナル会社社長 平成28年４月　当社顧問 (現在に至る)	0株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたり総合商社の営業部門や海外拠点の主管者を歴任し、数多くの事業統括業務を通じて経営者としての豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に適任であると判断し、取締役候補といたしました。		
2	岡本達哉（おかもとたつや） (昭和31年６月11日生)	昭和55年４月　当社入社 平成16年４月　当社名古屋支店長 平成22年４月　当社営業本部副本部長 平成22年６月　当社取締役、営業本部副本部長 平成22年10月　当社取締役、営業本部副本部長、東京本店長 平成25年４月　当社常務取締役、営業本部長 平成27年４月　当社専務取締役、営業本部長 (現在に至る)	20,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたり当社の重仮設営業に従事し、その営業統括業務を通じて豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に適任であると判断し、取締役候補といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	※梶谷（かじたに）　誠（まこと） (昭和33年３月３日生)	昭和55年４月　丸紅㈱入社 平成15年４月　同社軽金属部長 平成19年４月　同社金属資源部門長補佐兼丸紅メタル事業室長 平成20年４月　同社金属資源部門長補佐 平成21年４月　同社金属資源部門長代行 平成23年４月　丸紅オーストラリア会社社長 平成25年４月　丸紅㈱参与　丸紅オーストラリア会社社長 平成26年４月　同社参与　大洋州支配人兼丸紅オーストラリア会社社長 平成27年４月　同社参与　金属資源本部副本部長 平成28年４月　当社経営管理本部副本部長 (現在に至る)	10,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたり総合商社の営業部門や海外拠点の主管者を歴任し、その経営管理業務を通じて幅広い知見と経験を有しており、当社の経営に適任であると判断し、取締役候補といたしました。		
4	※鈴木（すずき）　伸介（しんすけ） (昭和36年８月29日生)	平成４年１月　丸紅㈱入社 平成22年４月　同社住宅開発第二部長 平成23年４月　同社開発建設事業部不動産管理室長 平成25年４月　同社不動産管理室長 平成26年４月　同社情報・金融・不動産部門長補佐兼不動産管理室長 平成27年４月　丸紅リアルエステートマネジメント㈱出向 平成28年４月　当社営業本部副本部長兼工務統括本部副本部長兼海外事業部担当役員補佐 (現在に至る)	0株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたり総合商社の開発建設関連営業に従事し、プロジェクト開発や事業管理業務を通じて当社の顧客である建設業界に対する豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に適任であると判断し、取締役候補といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	浦井 芳彦（うらい よしひこ） （昭和31年７月10日生）	昭和55年４月　当社入社 平成15年１月　当社札幌支店長 平成23年10月　当社営業本部副本部長兼札幌支店長 平成25年４月　当社営業本部副本部長兼東京本店長兼営業第二部長 平成25年６月　当社取締役、営業本部副本部長、東京本店長、営業第二部長 平成27年４月　当社常務取締役、営業本部副本部長、東京本店長 （現在に至る） ［重要な兼職の状況］ 平成26年２月　協友リース㈱代表取締役 （現在に至る）	14,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたり当社の重仮設営業に従事し、その営業統括業務を通じて豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に適任であると判断し、取締役候補といたしました。		
6	猪田 忠（いのだ ただし） （昭和34年12月17日生）	昭和57年４月　当社入社 平成21年４月　当社財経部長 平成26年６月　当社取締役、財経部長 平成27年４月　当社取締役、経営管理本部副本部長、財経部長、監査部担当役員補佐 （現在に至る）	10,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたり当社の財務・経理業務に従事し、当社の財務体質改善に貢献しており、その高い専門性と経験が当社の経営に適任であると判断し、取締役候補といたしました。		
7	中嶋 義雄（なかしま よしお） （昭和34年２月４日生）	昭和57年４月　当社入社 平成19年４月　当社技術開発部長 平成20年４月　当社営業本部東京本店技術部長 平成26年４月　当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長兼海外事業部長 平成27年４月　当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長 平成27年６月　当社取締役、工務統括本部長、工事管理部長、営業本部東京本店工事部長 （現在に至る）	4,000株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたり当社の技術・工事・工場業務に従事し、その統括業務を通じて高い専門性と幅広い経験が当社の経営に適任であると判断し、取締役候補といたしました。		

（注1）　各候補者（７名）と当社との間には、特別の利害関係はありません。
（注2）　※印は新任候補者であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

現、監査役３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認・可決を条件として監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	お　の　　まこと 小　野　　信 (昭和29年４月７日生)	昭和53年４月　丸紅㈱入社 平成18年４月　同社資材・紙パルプ総括部長 平成20年４月　同社ライフスタイル総括部長 平成21年４月　同社ライフスタイル部門長補佐兼ライフスタイル総括部長 平成22年４月　同社鉄鋼製品事業部長付 平成22年６月　当社常勤監査役 (現在に至る)	11,000株
	＜候補者とした理由＞ 事業会社運営管理などに関する幅広い知識・経験と、法務・財務・会計に関する相当程度の知見を有し、また当社常勤監査役の経験を通じ、当社事業を熟知しているため、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		
2	いのうえ　まさ　ひろ 井ノ上　雅　弘 (昭和37年７月28日生)	昭和60年４月　丸紅㈱入社 平成23年４月　同社鉄鋼製品事業部長 平成23年６月　当社取締役 (現在に至る) 平成25年４月　丸紅㈱金属第一部門長代行兼鉄鋼製品事業部長 平成27年４月　同社鉄鋼製品事業本部長兼鉄鋼製品事業本部業務室長 平成28年４月　同社鉄鋼製品事業本部長兼金属資源本部副本部長兼鉄鋼製品事業本部業務室長 (現在に至る)	0株
	＜候補者とした理由＞ 鉄鋼業および事業会社運営管理などに関する幅広い知識を有し、また当社社外取締役の経験を通じ、当社事業を熟知しているため、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	樋口（ひぐち） 達（わたる） (昭和45年10月30日生)	平成５年10月　会計士補登録 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成９年４月　公認会計士登録 平成14年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 成和共同法律事務所（現 成和明哲法律事務所）入所 平成19年10月　同事務所パートナー (現在に至る)	0株
	＜候補者とした理由＞ 弁護士および公認会計士としての高度な専門的知識に基づき、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

(注1)　各候補者（３名）と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注2)　小野　信、井ノ上雅弘および樋口　達の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は樋口達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
(注3)　井ノ上雅弘氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
(注4)　当社は、監査等委員である取締役候補者である小野　信、井ノ上雅弘の両氏との間で、法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には当該契約を継続させる予定であります。また、当社は、監査等委員である取締役候補者である樋口　達氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認・可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
棚橋栄蔵 (たなはし えいぞう) (昭和29年４月26日生)	昭和62年10月　司法試験合格 平成２年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 設楽・阪本法律事務所入所 平成12年４月　棚橋・小澤法律事務所開設 （現在に至る） 平成17年６月　当社監査役 （現在に至る） 平成21年12月　横浜冷凍㈱社外監査役 （現在に至る）	0株
＜候補者とした理由＞ 当社監査役の経験を通じて当社事業を熟知しており、また、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社取締役会における監査・監督業務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。		

(注1)　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注2)　棚橋栄蔵氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
(注3)　棚橋栄蔵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する額となります。

第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認・可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額を廃止し、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員でない取締役の報酬等の額を年額200百万円以内とすること、および各監査等委員でない取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。なお、監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第３号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員でない取締役は７名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認・可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員会の決議によることとさせていただきたく存じます。

第４号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は３名となります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が生じるものとします。

以　上

添付書類

事　業　報　告（平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢は緩やかな回復基調にあるものの、個人消費の息切れや新興国経済の減速に年明け以降の急速な円高もあり、設備投資の先送り懸念が強まるなど、全体として、足踏み状態がつづきました。

当社グループが属する建設業界は、前年度に引き続き首都圏の大型プロジェクトや東北地方の震災復興関連事業を中心に堅調に推移したものの、新規工事案件の発注遅れや停滞が目立ち、また地域間での濃淡が見られ、当社の業績にも影響が出ています。

このような環境のなか、当連結会計年度は中期経営計画の最終年度となりますが、国内では、「賃貸重視の営業力強化」をはじめとする重点施策に取り組み、安定的な収益確保に努めました。海外では、タイ国の経済回復の遅れにより、タイ丸建株式会社の業績にも影響が出ました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における業績は、売上高204億56百万円（前期比９億58百万円、4.9%増)、営業利益８億59百万円（同64百万円、8.2%増)、経常利益12億16百万円（同48百万円、4.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益９億17百万円（同79百万円、9.5%増）と増収増益になりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① 重仮設事業

首都圏や東北地方を中心に賃貸収入・販売高共に増加したため、売上高は162億83百万円（前期比10億94百万円、7.2%増)、セグメント利益は13億74百万円（同90百万円、7.1%増）となりました。

② 重仮設工事事業

首都圏以外の工事案件が低調に推移したため、売上高は24億75百万円（同77百万円、3.0%減)、セグメント利益は93百万円（同３百万円、3.2%減）となりました。

③ 土木・上下水道施設工事等事業

官庁工事の受注が減少したため、売上高は16億99百万円（同73百万円、4.1%減)、セグメント利益は50百万円（同14百万円、21.8%減）となりました。

(注) セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

第47期（平成26年４月１日～平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	15,175	2,552	1,770	19,498	—	19,498
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	13	—	2	16	△ 16	—
計	15,188	2,552	1,773	19,514	△ 16	19,498
セグメント利益	1,283	96	64	1,445	△ 650	794

第48期（平成27年４月１日～平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	16,281	2,475	1,699	20,456	—	20,456
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1	—	0	1	△ 1	—
計	16,283	2,475	1,699	20,458	△ 1	20,456
セグメント利益	1,374	93	50	1,518	△ 658	859

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額はリース資産を含め１億48百万円であり、その主な内訳は、当社市原工場他各工場の設備更新投資であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金調達基盤の安定と効率化を図ることを目的に、平成28年２月24日にシンジケーション方式によるコミットメントライン契約（融資枠12億円）を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内景気は足踏みの状態からもたつきが目立ち、新興国経済も依然として減速傾向から復調できず、先行きは一層不透明感が漂う状況となっています。

このような環境下、当社グループが属する建設業界では、引き続き、首都圏インフラ整備事業や震災復興需要に加えて、オリンピック・パラリンピック関連の需要増が見込まれます。一方で、建設技術者・労働者不足が慢性化しており、仕入コスト増や工事遅延・着工遅れは長期化し、また、地方では中長期的に建設需要は緩やかに減少していくと思われます。

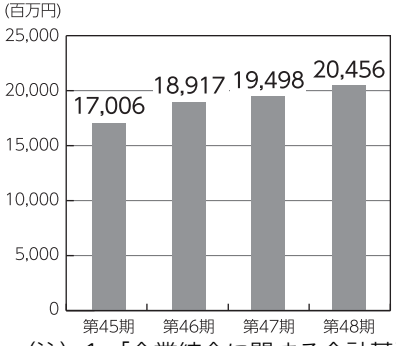
当社におきましては、第49期から新たにスタートする３ヵ年の中期経営計画「成長への新機軸の創造」を策定いたしました。基本戦略として、「新規戦略投資の推進」、「コア事業の更なる収益基盤強化」、「持続的成長に向けてのインフラ整備」を掲げ、国内需要の確実な取り込みと海外事業展開の推進や新規戦略投資を含めた業容拡大により、収益基盤の一層の強化に努めてまいります。なお、最終年度である2018年度での目標とする主要計数は次のとおりです。

		2018年度（第51期）	2015年度実績（第48期）
収益目標（連結）	売上高	225億円	204億円
	親会社株主に帰属する当期純利益	12億円	9億円
財務目標（連結）	自己資本比率	40.0%	34.3%
	ＮＥＴ有利子負債	80億円以下	92億円
株主還元方針	配当性向（連結）	25%程度	21.8%
	年間配当金	8.0円	6.0円

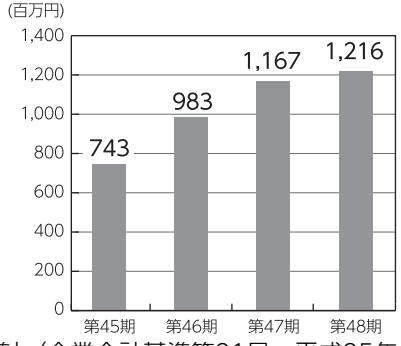
(5) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第45期 平成24年度	第46期 平成25年度	第47期 平成26年度	第48期 平成27年度 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	17,006	18,917	19,498	20,456
経常利益（百万円）	743	983	1,167	1,216
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	662	811	837	917
1株当たり当期純利益（円）	19.85	24.32	25.12	27.51
総資産（百万円）	29,505	30,784	31,308	31,493
純資産（百万円）	8,434	9,237	10,229	10,795
1株当たり純資産額（円）	252.82	277.02	306.81	323.80

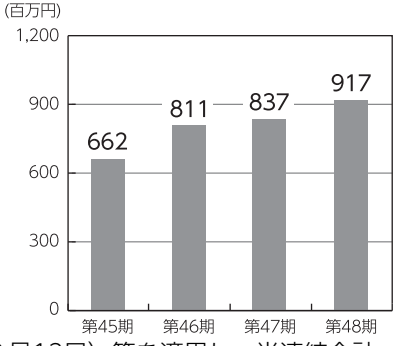
■売上高



■経常利益



■親会社株主に帰属する当期純利益



（注）1.「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均株式数、1株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式数により算定しております。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況（平成28年３月31日現在）

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
興信工業株式会社	99百万円	100.0%	土木・上下水道施設工事、建築設備工事及び工場プラント工事
丸建工事株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
丸建基礎工事株式会社	50百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
東北工業株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の修理・加工
東播工業株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の修理・加工
九州レプロ株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用仮設鋼材の修理・加工

（注） 当社の子会社は上記６社であり、全て連結しております。

② 関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協友リース株式会社	30百万円	50.0%	建設基礎工事用仮設鋼材等の賃貸・販売等
THAI MARUKEN CO.,LTD.	20百万BAHT	49.0%	建設基礎工事用仮設鋼材等の賃貸・販売等

（注） 当社の関連会社は上記２社であり、全て持分法を適用しております。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

事業区分	事業内容
重仮設事業	建設基礎工事用仮設鋼材等の賃貸、販売、修理、加工等
重仮設工事事業	建設基礎工事用仮設鋼材の杭打抜、山留架設工事、地中連続壁工事等
土木・上下水道施設工事等事業	土木・上下水道施設工事、建築設備工事及び工場プラント工事

(8) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区芝公園２丁目４番１号			
本店及び支店	東 京 本 店	(東京都港区)		
	北関東 支店	(埼玉県さいたま市)	千 葉 支 店	(千葉県市原市)
	横 浜 支 店	(神奈川県横浜市)	札 幌 支 店	(北海道札幌市)
	東 北 支 店	(宮城県仙台市)	名古屋 支店	(愛知県名古屋市)
	大 阪 支 店	(大阪府大阪市)	九 州 支 店	(福岡県福岡市)
営 業 所	函 館 営業所	(北海道函館市)	沖縄 営業所	(沖縄県中頭郡)
	北九州営業所	(福岡県北九州市)		
工　　場	市 原 工 場	(千葉県市原市)	札 幌 工 場	(北海道北広島市)
	旭 川 工 場	(北海道上川郡)	仙 台 ヤード	(宮城県仙台市)
	稲 沢 工 場	(愛知県稲沢市)	岐 阜 工 場	(岐阜県安八郡)
	東 播 工 場	(兵庫県加古郡)	若 松 工 場	(福岡県北九州市)
	西 原 工 場	(沖縄県中頭郡)		

② 子会社

興信工業株式会社	(本社：神奈川県横浜市)	丸建工事株式会社	(本社：東京都港区)
丸建基礎工事株式会社	(本社：北海道北広島市)	東北工業株式会社	(本社：宮城県仙台市)
東播工業株式会社	(本社：兵庫県加古郡)	九州レプロ株式会社	(本社：福岡県北九州市)

(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
263名	1名減

(注)　従業員数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先および借入額（平成28年3月31日現在）

借　入　先	借 入 金 残 高
株式会社みずほ銀行	1,590 百万円
株式会社りそな銀行	1,590
株式会社常陽銀行	1,590
株式会社三井住友銀行	750
三井住友信託銀行株式会社	540

2. 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　100,000,000株

（2）発行済株式の総数　33,338,126株(自己株式956,274株を除く)

（3）株主数　3,299名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丸紅株式会社	11,676 (千株)	35.02 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,386	4.15
明治安田生命保険相互会社	1,102	3.30
丸紅建材リース取引先持株会	905	2.71
株式会社りそな銀行	893	2.68
みずほ信託銀行株式会社	748	2.24
株式会社常陽銀行	748	2.24
株式会社みずほ銀行	652	1.95
ＪＦＥスチール株式会社	468	1.40
新日鐵住金株式会社	384	1.15

（注1）　上記以外に自己株式が956千株あります。
（注2）　持株比率は、自己株式（956千株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水教博	—	ダンロップスポーツ㈱社外取締役
専務取締役	齊藤正視	経営管理本部長、海外事業部・環境安全部担当	—
専務取締役	岡本達哉	営業本部長	—
常務取締役	浦井芳彦	営業本部副本部長、東京本店長	協友リース㈱代表取締役
取締役	猪田忠	経営管理本部副本部長、財経部長、監査部担当役員補佐	—
取締役	中嶋義雄	工務統括本部長、工事管理部長、営業本部東京本店工事部長	—
取締役	井ノ上雅弘	—	丸紅㈱鉄鋼製品事業本部長兼鉄鋼製品事業本部業務室長
常勤監査役	小野信	—	—
監査役	棚橋栄蔵	—	棚橋・小澤法律事務所弁護士、横浜冷凍㈱社外監査役
監査役	中川泰三	—	丸紅㈱鉄鋼製品事業本部業務室担当部長

（注1） 取締役井ノ上雅弘氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
（注2） 監査役小野信、棚橋栄蔵および中川泰三の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
（注3） 監査役小野信氏は、長年にわたる事業会社運営管理などに関する幅広い知識・経験を通じて、法務・財務・会計および当社業務内容に関する相当程度の知見を有しております。
（注4） 監査役棚橋栄蔵氏は、弁護士の資格を有しており、法務・財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（注5） 監査役中川泰三氏は、鉄鋼業および事業会社運営管理についての相当程度の知見を有しております。
（注6） 監査役棚橋栄蔵氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（注7） 当事業年度中の取締役の異動
新任
取締役 中嶋義雄（平成27年６月24日付）

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取　締　役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	131百万円 (1百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	22百万円 (22百万円)

(注1)　報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額24百万円が含まれております。
(注2)　取締役報酬の限度額は年額170百万円（平成４年６月26日開催第24回定時株主総会決議)、監査役報酬の限度額は年額54百万円（平成６年６月29日開催第26回定時株主総会決議）であります。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	井ノ上　雅　弘	丸紅㈱鉄鋼製品事業本部長 兼鉄鋼製品事業本部業務室長	当社の議決権の35.23%を所有する株主でありますが、それ以外に当社との取引関係はありません。
社外監査役	棚　橋　栄　蔵	棚橋・小澤法律事務所弁護士、横浜冷凍㈱社外監査役	いずれも当社との取引関係はありません。
社外監査役	中　川　泰　三	丸紅㈱鉄鋼製品事業本部 業務室担当部長	当社の議決権の35.23%を所有する株主でありますが、それ以外に当社との取引関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
社外取締役	井ノ上　雅　弘	取締役会17回中16回	鉄鋼業に関する幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	小　野　　信	取締役会17回中17回 監査役会19回中19回	長年にわたる事業会社運営管理や当社における６年間の常勤監査役を通じた知識や経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	棚　橋　栄　蔵	取締役会17回中17回 監査役会19回中18回	主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	中　川　泰　三	取締役会17回中17回 監査役会19回中19回	鉄鋼業及び事業会社運営管理についての幅広い知識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任免除制度に基づき、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第１項および定款の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	33百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、会計監査人に支払ったこれらの報酬の総額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積額の妥当性等を検証した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意の判断をしております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役会は、監査役全員の同意に基づき解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提案いたします。

（4）会計監査人の評価基準の策定について

当社の監査役会は、当事業年度から「会計監査人の評価基準」を策定し、会計監査人の品質管理、独立性、監査役会とのコミュニケーション、監査報酬の妥当性、不正リスクへの対応等について評価しております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は経営理念を以下の３項目とする。

・私達は、社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。

・私達は、顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。

・私達は、厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。

これらの考え方を役員・使用人に周知・徹底させ、企業としての社会的責任を果たす。

ロ．当社はコンプライアンス委員会を設置のうえ、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス体制を確立する。また、コンプライアンス体制の一環として当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度を設け、その周知を図るとともに、社内において研修等を通じ役員・使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。

ハ．内部監査部門である社長直轄組織の監査部は、コンプライアンス体制についての監査を行う。

ニ．役員・使用人の職務の執行において法令違反等が生じた場合、役員については取締役会、監査役会において、使用人については賞罰委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行う。

ホ．当社および当社の子会社の財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じ是正を行う。

ヘ．当社は社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断しており、そのための社内組織・体制を整えるとともに、外部専門機関との連携を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関しては、「文書管理規程」にて定める。

ロ．取締役および監査役は、それらの情報を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役および各職位にある使用人は、「職務権限規程」において明確化された業務分掌に基づいて業務運営を行う。

ロ．取締役会は、少なくとも年に１度、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応についてリスク分析を行い、対応体制をレビューする。

ハ．与信、事故、情報システム等のリスクに関しては、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」、「情報セキュリティ対策規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。なお、様々な理由に起因するレピュテーションリスクについては、コンプライアンス体制の一層の強化等によりリスク管理を行う。

ニ．地震等の大規模自然災害に備えるため、BCP（事業継続計画）のマニュアルを作成し、その対応体制を構築している。

ホ．子会社の事業運営やリスク管理体制等に関しては、各所管部店長が助言・指導を行う。

ヘ．監査部は、リスク管理体制についての監査を行う。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．会社の意思決定の効率性を確保するために、「職務権限規程」、「稟議規程」、「予算管理規程」等を定める。

ロ．取締役会を月１回以上適宜開催し、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。

ハ．取締役会の決議による重要基本方針に基づき、当社の経営方針、各業務の執行方針を協議するとともに、取締役会に諮る稟議事項の事前審議を行うため、常勤取締役、常勤監査役および社長が任命した者によって構成される経営会議を設ける。

⑤　当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、当社および子会社をもって企業集団を形成する。これらの子会社の管理に関しては、「関係会社管理規程」を制定し、内部統制システム体制を整備する。また、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。

ロ．子会社については、経営企画部が業務全般を総括するとともに、子会社毎に所管部店を定め、適切な管理を行う。また、定期的に関係会社連絡会を開催し、その中で各子会社は、業務執行状況や財務状況等を当社へ報告する。

ハ．当社コンプライアンス委員会および所管部店は子会社のコンプライアンス活動の支援および指導を行う。当社の顧問弁護士を窓口とする内部通報制度は、全ての子会社の役員・使用人が利用することができる。

ニ．監査部は、子会社について業務の適正が確保されているかについての監査を行う。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役会の事務局業務は経営企画部の担当としており、その旨を「職務権限規程」に定めている。

ロ．監査役会の事務局担当部署の決定・変更に関しては、監査役会と事前に協議し同意を得る。

ハ．監査役会の職務を補助すべき使用人の、取締役からの独立性および監査役会からの指揮命令権を確保しており、その旨を「監査役監査基準」に定めている。

⑦　当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。なお、監査役への報告は、原則として常勤監査役に対して行う。

・全社的に影響を及ぼす重要事項
・内部統制に関わる活動概要
・監査部の内部監査の結果
・重要な会計方針・会計基準およびその変更
・コンプライアンス・マニュアルに基づく報告・運用の内容

ロ．監査役が、取締役会以外に出席すべきと判断する重要会議（コンプライアンス委員会、経営会議、全店会議、工場長会議等）について、それらに関わる役職員は事前の連絡等を周知徹底する。

ハ．内部通報制度を利用した報告者が不利益な処遇が為されることがないよう会社が保証する旨を、コンプライアンス・マニュアルにおいて定めている。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役と監査役の意見交換会を定期的に開催し、経営課題・監査役監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ロ．監査役が、必要に応じて会計監査人・顧問弁護士等との意思疎通を十分に行える体制を確保する。

ハ．監査役が職務の執行上必要と認める緊急または臨時の費用に関しては、会社の負担とする旨を「監査役監査基準」に定めている。

ニ．監査部は、監査の方針・計画について監査役と事前協議を行い、内部監査結果の報告を含め、緊密に連携する。

ホ．総務人事部法務審査課、環境安全部および工場管理部は、それぞれ担当するリスク管理に関わる事項を、常勤監査役に定期的に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンス体制

当社は、経営管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当事業年度において２回開催している。その委員会では、役員・使用人への教育・啓蒙などの活動状況、内部通報制度の利用状況や、今後の課題等について報告・討議が行われている。

② リスク管理体制

当社は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象へ対応するため、「与信管理規程」等の各種規程に基づき、リスク管理体制を運用している。また、当事業年度末に開催した取締役会において、「当社が抱えるリスクとその対応策」が報告されており、定期的にリスク管理体制をレビューしている。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会を月１回開催のほか、必要に応じて随時開催しており、法令および定款に定められた事項および経営上の重要な業務執行に関する事項を決議し、取締役の職務執行を監督している。なお、当事業年度は、取締役会を17回開催している。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当事業年度の監査役会で定めた監査方針、監査計画に基づき、内部監査部門との合同監査の実施や会計監査人との意見交換を行うなど監査の実効性や効率性を確保して、監査業務を行っている。また、監査役は、取締役会をはじめ経営会議等の重要会議に出席している。なお、当事業年度は監査役会を19回開催している。

⑤ 内部監査実施体制

当社の内部監査部門である監査部は、当事業年度の期初に年間監査計画を策定し、当社およびグループ会社を対象に、法令および社内諸規程に基づき業務監査、会計監査、内部統制監査等を実施している。また、その監査結果を報告書にまとめ、業務執行取締役と常勤監査役に対し報告を行っている。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 計 算 書 類

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**19,818**	**流動負債**	**16,341**
現金及び預金	1,477	支払手形及び買掛金	6,874
受取手形及び売掛金	8,516	短期借入金	5,000
建設機材	9,290	１年内返済予定の長期借入金	2,520
商品	35	リース債務	65
材料貯蔵品	244	未払法人税等	205
未成工事支出金	55	未払費用	866
繰延税金資産	78	未成工事受入金	163
その他	161	賞与引当金	8
貸倒引当金	△ 39	役員賞与引当金	26
		その他	610
固定資産	**11,675**	**固定負債**	**4,357**
有形固定資産	**9,106**	長期借入金	3,160
建物及び構築物	689	リース債務	81
機械装置及び運搬具	219	繰延税金負債	33
土地	8,027	再評価に係る繰延税金負債	946
リース資産	138	厚生年金基金解散損失引当金	24
その他	31	訴訟損失引当金	11
		退職給付に係る負債	99
		負債合計	**20,698**
		純資産の部	
無形固定資産	**11**	**株主資本**	**8,732**
ソフトウエア	10	**資本金**	**2,651**
その他	0	**資本剰余金**	**924**
		利益剰余金	**5,291**
投資その他の資産	**2,558**	**自己株式**	**△ 134**
投資有価証券	2,344	**その他の包括利益累計額**	**2,062**
長期貸付金	1	**その他有価証券評価差額金**	**136**
長期前払費用	1	**土地再評価差額金**	**1,975**
繰延税金資産	61	**為替換算調整勘定**	**△ 52**
その他	217	**退職給付に係る調整累計額**	**2**
貸倒引当金	△ 67	**純資産合計**	**10,795**
資産合計	**31,493**	**負債及び純資産合計**	**31,493**

連結損益計算書

（自　平成27年4月1日
至　平成28年3月31日）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	20,456 百万円
売上原価		17,504
売上総利益		**2,952**
販売費及び一般管理費		2,092
営業利益		**859**
営業外収益		443
受取利息及び受取配当金	19	
受取地代家賃	21	
持分法による投資利益	330	
貸倒引当金戻入額	42	
その他	28	
営業外費用		86
支払利息	69	
その他	17	
経常利益		**1,216**
特別損失		56
投資有価証券評価損	20	
厚生年金基金解散損失引当金繰入額	24	
訴訟損失引当金繰入額	11	
税金等調整前当期純利益		**1,159**
法人税、住民税及び事業税	243	
法人税等調整額	△ 1	242
当期純利益		**917**
親会社株主に帰属する当期純利益		**917**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,651	924	4,574	△ 134	8,016
当期変動額					
剰余金の配当			△ 200		△ 200
親会社株主に帰属する当期純利益			917		917
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	717	△ 0	716
当期末残高	2,651	924	5,291	△ 134	8,732

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	237	1,922	12	39	2,212	10,229
当期変動額						
剰余金の配当						△ 200
親会社株主に帰属する当期純利益						917
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 101	53	△ 65	△ 37	△ 150	△ 150
当期変動額合計	△ 101	53	△ 65	△ 37	△ 150	565
当期末残高	136	1,975	△ 52	2	2,062	10,795

連　結　注　記　表
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しており、その数は６社であります。その会社名は、興信工業㈱・丸建工事㈱・丸建基礎工事㈱・東北工業㈱・東播工業㈱・九州レプロ㈱であります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社は全て持分法を適用しており、その数は２社であります。その会社名は、協友リース㈱・THAI MARUKEN CO.,LTD.であります。

(2) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、興信工業㈱・丸建基礎工事㈱・東北工業㈱・東播工業㈱・九州レプロ㈱の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ 建設機材の評価基準及び評価方法

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

a.商品、材料貯蔵品……総平均法によっております。

b.未成工事支出金……個別法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	３年～50年
機械装置及び運搬具	２年～18年
その他（工具、器具及び備品）	２年～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用
均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。ただし、当社は賞与支給見込額を未払費用として計上しております。

③ 役員賞与引当金……当社及び連結子会社１社は、支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 厚生年金基金解散損失引当金……連結子会社１社は、厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

⑤ 訴訟損失引当金……係争中の訴訟に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段…金利スワップ取引
・ヘッジ対象…借入金金利

(ハ) ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた社内管理規程に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利スワップ取引を行っております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年９月13日) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成25年９月13日) 等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年４月１日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.34%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.86%、平成30年４月１日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が６百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が８百万円、その他有価証券評価差額金が３百万円、退職給付に係る調整累計額が０百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が53百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 6,030百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金）	25百万円
THAI MARUKEN CO.,LTD.	159百万円※ (49百万BAHT)
計	184百万円

※このうち81百万円は、Italian-Thai Development Public Co.,LTD.が再保証しております。

3. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	2,478百万円

なお、「再評価を行った土地の期末における時価」は不動産鑑定評価を基礎とし、地価公示価格の推移を勘案して時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書に関する注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	34,294,400	―	―	34,294,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成27年６月24日定時株主総会	普通株式	200	6	平成27年３月31日	平成27年６月25日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成28年６月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成28年６月21日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	200	6	平成28年３月31日	平成28年６月22日

3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として建設基礎工事用仮設鋼材の賃貸及び販売、並びに修理・加工・運送等を行うための工場等の設備投資計画に基づいて、必要な資金を金融機関からの長期借入金を中心に調達しております。短期的な運転資金については、金融機関からの短期借入金を中心に調達しており、一時的な余資は、手許流動性を確保するため現金及び預金として保有するか、または借入金の返済に充当することとしております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引についてはデリバティブ取引管理規程を定め、リスクをヘッジする目的のみで行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その大半の支払期日が１年以内であります。なお、当社グループは当連結会計年度末において、為替変動リスクがある外貨建ての営業債権及び営業債務は保有しておりません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金調達や運転資金を目的としたものであり、借入金の返済予定日は最長で５年後であります。なお、これら営業債務や借入金及びリース債務について、流動性リスクを認識しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、借入金の将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ取引に限定しており、ヘッジ会計を適用しておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「４.会計方針に関する事項（6）その他連結計算書類の作成のための重要な事項①ヘッジ会計の方法」を参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程である与信管理規程に基づき、営業債権について総務人事部法務審査課が全取引先の財務状態や経営成績を定期的に精査した上で、そのランク付けを行っております。そして、そのランク付けに応じた信用限度額や鋼材貸出限度、貸倒引当金繰入額を定めております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い国内の金融機関に限定しており、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、四半期毎に経営会議においてその取引実績を報告しております。
また、デリバティブ取引についても、社内規程であるデリバティブ取引管理規程に基づき、その取引状況を四半期毎に経営会議において報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、期初に開催される取締役会において年間の資金調達方針を審議の上決定しております。また、より効率的な資金管理を行い、キャッシュ・フロー経営を徹底するために、月次単位で資金予算を管理するなど、資金予算制度の充実を図っております。加えて、資金調達基盤の安定と効率化を図ることを目的に、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする金融機関３行との間で総額1,200百万円のコミットメントライン契約を締結しており、これらの諸施策を実行し手許流動性を確保することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち25.2%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。((注２）を参照下さい)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,477	1,477	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,516	8,516	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	468	468	—
資産計	10,461	10,461	—
(1) 支払手形及び買掛金	6,874	6,874	—
(2) 短期借入金	5,000	5,000	—
(3) １年内返済予定の長期借入金	2,520	2,520	—
(4) 長期借入金	3,160	3,144	△ 15
負債計	17,554	17,539	△ 15
(5) デリバティブ取引	—	—	—

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 資産

(1) 現金及び預金、並びに（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

② 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに（3）１年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（③デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

③　デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されているもの

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額の内１年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,240	700	(注)

（注）　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（関連会社株式を含む）	1,876

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年内	１年超５年内	５年超10年内	10年超
現金及び預金	1,477	―	―	―
受取手形及び売掛金	8,516	―	―	―
合計	9,993	―	―	―

（注４）長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年内	１年超２年内	２年超３年内	３年超４年内	４年超５年内
長期借入金	2,520	1,530	880	580	170

一株当たり情報に関する注記

一株当たりの純資産額　　323円80銭
一株当たりの当期純利益金額　　27円51銭

貸 借 対 照 表

(平成28年３月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**18,978**	**流動負債**	**15,922**
現金及び預金	1,042	支払手形	2,299
受取手形	3,222	買掛金	4,042
売掛金	4,961	短期借入金	5,000
建設機材	9,290	一年内返済予定の長期借入金	2,520
商品	35	リース債務	45
材料貯蔵品	244	未払法人税等	187
前渡金	61	未払費用	859
前払費用	51	未成工事受入金	130
繰延税金資産	73	役員賞与引当金	24
短期貸付金	1	預り金	38
その他	32	前受金	426
貸倒引当金	△ 38	その他	346
固定資産	**10,139**	**固定負債**	**4,286**
有形固定資産	**8,969**	長期借入金	3,160
建物	541	リース債務	56
構築物	148	再評価に係る繰延税金負債	946
機械及び装置	204	退職給付引当金	111
車両運搬具	10	訴訟損失引当金	11
工具、器具及び備品	28	**負債合計**	**20,208**
土地	7,940	純資産の部	
リース資産	95	**株主資本**	**6,796**
無形固定資産	**9**	**資本金**	**2,651**
ソフトウエア	9	**資本剰余金**	**924**
電話加入権	0	資本準備金	662
投資その他の資産	**1,160**	その他資本剰余金	261
投資有価証券	635	**利益剰余金**	**3,355**
関係会社株式	234	その他利益剰余金	3,355
長期貸付金	145	別途積立金	1,180
破産更生債権等	37	繰越利益剰余金	2,174
長期前払費用	1	**自己株式**	**△ 134**
繰延税金資産	61	**評価・換算差額等**	**2,112**
敷金及び保証金	120	**その他有価証券評価差額金**	**136**
会員権	56	**土地再評価差額金**	**1,975**
貸倒引当金	△ 132	**純資産合計**	**8,908**
資産合計	**29,117**	**負債及び純資産合計**	**29,117**

損 益 計 算 書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	18,510 百万円
売上原価		15,786
売上総利益		**2,724**
販売費及び一般管理費		1,980
営業利益		**743**
営業外収益		424
受取利息及び受取配当金	290	
貸倒引当金戻入額	82	
その他	52	
営業外費用		87
支払利息	70	
その他	16	
経常利益		**1,081**
特別損失		32
投資有価証券評価損	20	
訴訟損失引当金繰入額	11	
税引前当期純利益		**1,048**
法人税、住民税及び事業税	218	
法人税等調整額	13	232
当期純利益		**816**

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,651	662	261	924	1,180	1,558	2,738	△ 134	6,180
当期変動額									
剰余金の配当						△ 200	△ 200		△ 200
当期純利益						816	816		816
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	616	616	△ 0	615
当期末残高	2,651	662	261	924	1,180	2,174	3,355	△ 134	6,796

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	237	1,922	2,160	8,340
当期変動額				
剰余金の配当				△ 200
当期純利益				816
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 101	53	△ 47	△ 47
当期変動額合計	△ 101	53	△ 47	567
当期末残高	136	1,975	2,112	8,908

個 別 注 記 表
重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

（2）デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

（3）建設機材の評価基準及び評価方法

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

（4）たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、材料貯蔵品……総平均法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	３年～45年
構　築　物	３年～50年
機械及び装置	２年～18年
車両運搬具	２年～６年
工具、器具及び備品	２年～20年

また、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。ただし自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

（3）リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（4）長期前払費用……均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金……支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 訴訟損失引当金……係争中の訴訟に係る損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法) を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（2）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段…金利スワップ取引

・ヘッジ対象…借入金金利

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた社内管理規程に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

（3）消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式を採用しております。

（追加情報）

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.34%から回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.86%、平成30年４月１日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が６百万円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額の金額が９百万円、その他有価証券評価差額金が３百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が53百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

貸借対照表に関する注記

（注１）有形固定資産減価償却累計額　5,715百万円
（注２）関係会社に対する短期金銭債権　200百万円
（注３）関係会社に対する長期金銭債権　144百万円
（注４）関係会社に対する短期金銭債務　474百万円
（注５）保証債務
会社等の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金）	25百万円
THAI MARUKEN CO.,LTD.	159百万円※ (49百万BAHT)
計	184百万円

※このうち81百万円は、Italian-Thai Development Public Co.,LTD.が再保証しております。

（注６）土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。
なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
(再評価の方法)
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成14年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	2,478百万円

なお、「再評価を行った土地の期末における時価」は不動産鑑定評価を基礎とし、地価公示価格の推移を勘案して時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。
（注７）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書に関する注記

（注１）関係会社への売上高　380百万円
（注２）関係会社からの仕入高　605百万円
（注３）関係会社との営業取引以外の取引高　295百万円
（注４）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

（注１）当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普　通　株　式　　956,274株

（注２）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

減損損失	160百万円
未払賞与	50百万円
貸倒引当金	42百万円
退職給付引当金	34百万円
関係会社株式評価損	16百万円
ゴルフ会員権評価損	14百万円
投資有価証券評価損	12百万円
未納事業税	11百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	356百万円
評価性引当額	△ 161百万円
繰延税金資産合計	195百万円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△ 60百万円
繰延税金負債合計	△ 60百万円
差引：繰延税金資産の純額	134百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	丸建基礎工事㈱	直　接 100.0% 間　接 —	資金の貸付 当社従業員兼任４名 当社従業員出向１名	長期貸付金の回収 利息の受取	51 0	長期貸付金 未収収益	144 0
子会社	興信工業㈱	直　接 100.0% 間　接 —	余剰資金の預り 当社従業員兼任２名 当社従業員出向２名	余剰資金の預り 余剰資金の返済 利息の支払	740 600 1	その他の流動負債	240
関連会社	THAI MARUKEN CO.,LTD.	直　接 49.0% 間　接 —	当社からの技術指導及び銀行借入に対する債務保証 当社従業員兼任１名 当社従業員出向２名	技術指導料 保証料の受入(注 2)	10 0	未収収益	8
関連会社	協友リース㈱	直　接 50.0% 間　接 —	当社からの鋼材の販売及び当社への鋼材の販売、賃貸 当社役員兼任２名 当社従業員出向２名	鋼材の販売 鋼材の賃借及び仕入	246 311	売掛金 未収収益 買掛金 未払費用	145 19 87 85

(注1) 上記金額は、取引金額には消費税等を含んでおりません。また、期末残高のうち協友リース㈱に係るものは消費税等を含んでおり、それ以外の会社に係るものは消費税等を含んでおりません。

(注2) THAI MARUKEN CO.,LTD.の当期中の銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

鋼材の販売、賃借及び仕入については、市場価格に基づきその都度交渉の上決定しております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たりの純資産額　267円23銭

一株当たりの当期純利益金額　24円49銭

監　査　報　告　書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月６日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　野　純　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　島　　力　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸紅建材リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月６日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　野　純　司　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　島　　力　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月６日

丸紅建材リース株式会社　監査役会

常勤監査役　小　野　　信　㊞

監　査　役　棚　橋　栄　蔵　㊞

監　査　役　中　川　泰　三　㊞

(注) 監査役　小野　信、棚橋栄蔵、中川泰三は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株式についてのご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507　東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行　証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル　0120-288-324 (土・日・祝日を除く9：00～17：00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取り扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行＊およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります) ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

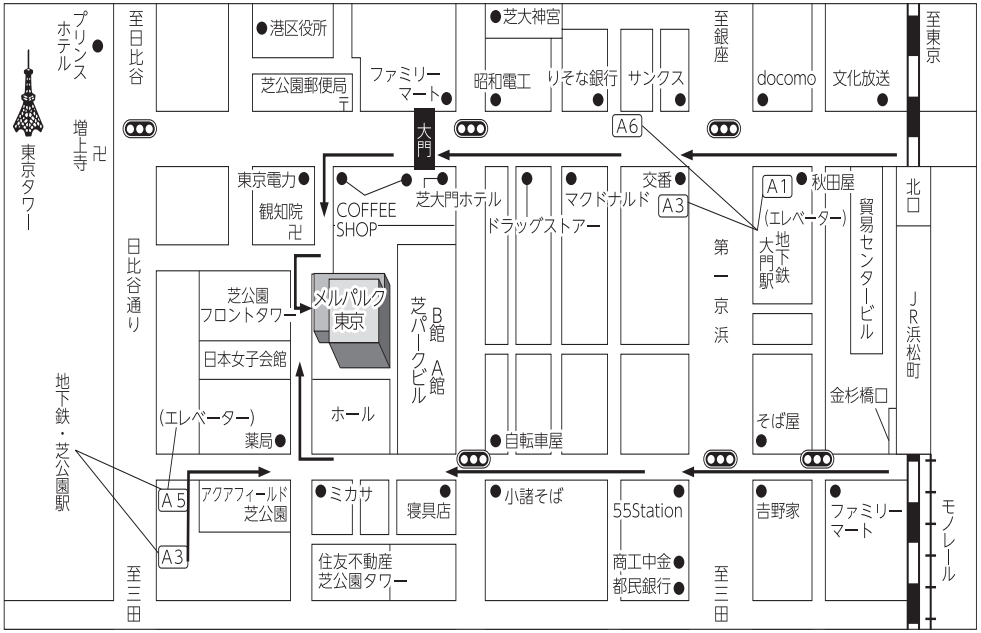
単元未満株式の買増制度のご案内

当社は単元未満株式（1,000株未満）ご所有の株主の皆様のご便宜を図るため、「単元未満株式の買増制度」を導入しております。お手続の詳細は当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）へお問合せください。

〈メ　モ　欄〉

第48回定時株主総会会場ご案内図

会　場：　東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京　３階「牡丹」
電話　03（3433）7211



（交通）　●JR・モノレール
浜松町駅（北口）より徒歩10分
●都営地下鉄三田線
芝公園駅より徒歩５分
●都営地下鉄浅草線・大江戸線
大 門 駅より徒歩７分

昨年より、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Marubeni
Construction Material
Lease

丸紅建材リース株式会社
〒105-0011　東京都港区芝公園２丁目４番１号
TEL 03-5404-8200
（URL　http://www.mcml-maruken.com/）